

**【制度比較と内容】**

●下水道使用料

使用料金については、従量制の場合、一般家庭用の小口使用者は熊本市が低額ですが、使用量45㎡/月以上の事業所などの大口使用者は熊本市が高額に設定されています。

・20㎡使用の場合

熊本市	2,240円
城南町	2,940円

一般家庭用の井戸水の場合、城南町が一人世帯では低額ですが、二人世帯以上は、熊本市が低額に設定されています。

熊本市	1世帯につき	1,700円
城南町	1人世帯	1,575円
	2人世帯	2,625円
	3人世帯	3,465円
	4人世帯	4,305円

(4人を超える世帯については、1人につき525円を加算)

合併後は、熊本市の料金に統一されます。

城南町中央土地区画整理事業に対する補助金等については、前回提案時に委員より、城南町の重要な事業であり、もう少し積極的な支援を行うというような調整方針で再検討して欲しいとの意見がだされました。再度、調整方針の協議を行っている段階のため、事務局側より継続審議をお願いし、継続審査となりました。



**協議第24号**

**教育関係事業について(その1)**

- 1 下記の事業については、熊本市の例に統一する。  
・通学区域(高等学校)  
・~~体育協会の組織~~  
・各種大会(出場)補助金  
・人権教育(子どもフォーラムを含む)
- 2 就学支援のうち、特別支援教育支援員配置については、5年間現行のとおり継続し、その後熊本市の例に統一する。修学旅行特別支援については、熊本市の例に統一する。
- 3 育英奨学金(育英事業)については、熊本市の例に統一する。ただし、経過措置として合併時において城南町で受給している場合については、高校卒業まで交付金制度を継続する。
- 4 社会教育団体(PTA 連絡協議会)については、5年間の経過措置を設け、その間関係団体と協議・調整を図る。なお、補助金については、5年を限度とし、組織の統一までは現行のとおりとする。
- 5 ~~社会教育関係団体(文化協会)への補助金については、5年間現行のとおり継続し、その後のあり方については新市において検討する。~~
- 5 施設整備計画及び管理運営方法(小中学校等)については、熊本市の例に統一する。なお、城南町の施設整備計画については、新市の事業として継続する。
- 6 城南町指定文化財については、市指定文化財として引き継ぐ方向で、熊本市文化財保護委員会に諮問する。管理方法については、経過措置を設定し、新市において検討する。
- 7 学校給食調理場については、現行(自校方式)のまま引き継ぐ。なお、給食費、物資購入及び献立作成については、5年間の経過措置を設け、その後熊本市の例に統一する。
- 8 中学校校名については、関係機関の意向を踏まえ、協議・調整のうえ決定する。
- 9 通学区域(小・中学校)については、校区は現状のまま存続し、指定校変更、区域外就学の基準は、熊本市の例に統一する。
- 10 少人数学級については、新市の事業として継続する。

※前回提案時に「体育協会の組織」、「社会教育団体(文化協会)への補助金」を提案していましたが、次回以降に合併特別区の事業として再提案を行うため、今回提案取下げとなりました。

**1は修正承認  
2、3、4、5、6、7、8、9、10は原案承認**

**【制度比較と内容】**

●就学支援

支援員の配置については、城南町は、平成20年度より、全3小学校に配置(各校1名)され、中学校においても、平成21年度より配置(1名)する予定です。熊本市は、平成19年度に20名を40校に配置(平成21年度より30名配置)しており、今後は年々増員していく予定です。

修学旅行特別支援については、熊本市のみの制度ですが、合併後は城南町地域でも実施されることとなります。

●通学区域(高等学校)

市立の必由館高等学校および千原台高等学校については、現熊本市の区域と同じになります。

※県立高校については、平成22年度入学者選抜(平成22年4月入学者)から現行の宇上学区(城南町)熊本学区(熊本市)が統合されて県央学区となる再編案が示されています。

県央学区：済々黌・熊本・第一・第二・熊本西・熊本北・東稜・御船・甲佐・宇土・松橋・矢部・蘇陽高校

●学校給食調理場

給食調理場は、熊本市は単独調理場71場(74校分)共同調理場16場(44校分)となっており、城南町はすべての小・中学校で単独調理場となっています。合併後も現状のまま引き継がれることとなります。なお、物資購入などについては、相違があるため5年間の経過措置後、熊本市に統一されます。

●中学校名

熊本市：熊本市立城南中学校  
城南町：城南町立下益城城南中学校であり、合併して下益城郡からはずれると同一の校名になることが考えられるため、関係機関の意見を踏まえ、協議調整を行い決定されます。

●少人数学級

熊本市のみの制度であり、現在は小学校3年生と4年生に導入され、少人数指導を実施しています。合併後は、城南町の地域でも実施されることとなります。

**提 案 項 目**

**協議第10号 一般職の職員の身分の取扱いについて**

一般職の職員の身分の取扱いのうち、「職員任用・給与」の1項目が提案されました。

**協議第16号 総務関係事業について(その1)**

総務関係事業のうち、「事務組織及び機構の取扱い」、消防防災関係事業として「非常備消防(消防団)」「消防団運営交付金」「消防補助金等」「消防水利施設の設置、維持及び管理」「防災無線」、選挙管理事務として「投票区」の7項目が提案されました。

**協議第17号 企画財政関係事業について(その2)**

企画財政関係事業のうち、広報広聴関係事業として「広報紙」の1項目が提案されました。

**協議第18号 市民生活関係事業について(その2)**

市民生活関係事業のうち、教育関係事業として「自主文化事業」、その他の事業として「行政広報施設補助金」、行政連絡機構として「行政区・区長組織等(行政連絡員制度)」の3項目が提案されました。

**協議第19号 健康福祉関係事業について(その1)**

健康福祉関係事業のうち、国民健康保険事業として「国保料(税)」、

介護保険事業として「介護保険料」、保健衛生事業として「骨粗しょう・前立腺がん・腹部超音波検診」、各種福祉制度として「熊本市優待証」「戦没者追悼式」「身体障がい者自立支援事業」「地域生活支援事業」「高齢者福祉券交付事業」、水道事業として「簡易水道組織・補助金」の9項目が提案されました。

**協議第22号 経済振興関係事業について(その1)**

経済振興関係事業のうち、農林水産関係事業として「農業振興地域整備計画変更」「農区長制度」「水田農業推進協議会負担金」「認定農業者連絡協議会負担金」「農地・水・環境保全向上対策事業」、商工・観光関係事業として「工業活性化支援事業」「企業立地促進事業」「中心市街地活性化対策事業」の8項目が提案されました。

**協議第23号 都市建設関係事業について(その3)**

都市建設関係事業のうち、建設関係事業として「市道の整備(集落内道路の新設・改良)」「(道路)道路後退による後退部分の取扱い」、下水道事業として「受益者負担金」の3項目が提案されました。

**協議第24号 教育関係事業について(その2)**

教育関係事業のうち、「体育指導委員」「各種体育施設」「運動施設予約・案内システム」「図書館行事」の4項目が提案されました。

**熊本市と城南町の人口・世帯数の比較**

(熊本市:平成21年3月1日推計 城南町:平成21年2月末現在)

熊本市	人口	679,741人	世帯数	281,845世帯
城南町	人口	19,977人	世帯数	7,019世帯

編集・発行 熊本市・城南町合併協議会事務局

〒860-8601

熊本市手取本町1番1号(熊本市役所政令指定都市推進室内)

TEL 096-328-2067 FAX 096-323-3060

メールアドレス kuma-jyo-gappei@leo.bbq.jp